

令和3年6月定例会 文教委員会の概要

日時 令和3年6月28日（月） 開会 午前10時
閉会 午前11時53分

場所 第8委員会室

出席委員 美田宗亮委員長
山口京子副委員長
浅井明委員、新井豪委員、岡地優委員、中屋敷慎一委員、
岡村ゆり子委員、八子朋弘委員、辻浩司委員、塩野正行委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、
佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、石井宏明市町村支援部長、
栗原正則教育総務部副部長兼総務課長、加藤健次教育政策課長、
関根章雄財務課長、案浦久仁子教職員課長、阿部正浩福利課長、
臼倉克典県立学校人事課長、鎌田勝之高校教育指導課長、
佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、中沢政人ICT教育推進課長、
小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、
竹井彰彦参事兼特別支援教育課長、阿部仁小中学校人事課長、
八田聡史義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、
小谷野幸也生涯学習推進課長、衛藤一憲文化資源課長、
塩崎豊人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち教育局関係	原案可決
第98号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

- 1 県立高等学校の歴史教科書採択について
- 2 県立学校体育館の避難所としての利用について

報告事項

- 1 指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について
- 2 令和3年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑】

浅井委員

- 1 第88号議案について、今回の修学旅行のキャンセル料をどのように積算したのか。
- 2 学校内で感染者が出て、急きょ修学旅行をキャンセルした場合の対応はどうするのか。
- 3 本年度、既に修学旅行が中止となり、キャンセル料が発生している学校はあるのか。
また、キャンセル料が発生している学校があった場合、そのキャンセル料の父母負担についてどのように考えているのか。
- 4 昨年度、コロナウイルスの影響により、修学旅行等のキャンセル料が発生した学校は何校あったのか。また、県が負担したキャンセル料は幾らだったのか。
- 5 第98号議案について、介護補償とはどのようなものなのか。また、今回の改正点はどのようなものなのか。
- 6 常時介護と随時介護の具体的に異なる点は何か。
- 7 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師はそれぞれ何人いるのか。また、過去に本県での適用事例は、どれくらいあるのか。

高校教育指導課長

- 1 修学旅行の費用は上限が決まっており、その5%相当が企画を行った時点でのキャンセル料になるので、この金額に修学旅行を実施する対象生徒全員分を掛けて積算した額となる。
- 2 例えば直前に感染者が出て、やむを得ず修学旅行をキャンセルした場合でも、予算の範囲で対応したいと考えている。
- 3 本年度4月から6月に修学旅行を計画していた県立学校は、延べ25校あり、その中で中止や延期とした学校は17校ある。その中で、中止や延期としたことでキャンセル料が発生している学校は、6月23日現在、県立高校で8校、県立特別支援学校で2校ある。既に発生しているキャンセル料についても、保護者の経済的負担軽減の観点から補填したいと考えている。
- 4 昨年度延べ101校あり、総額約8,261万円である。

保健体育課長

- 5 介護補償については、学校医等が公務災害による障害のために、常時又は随時の介護が必要となった場合に支給されるものである。例えば、有料の介護サービス等を利用する場合などには、上限額の範囲内でその費用が支給される。また、親族等により介護が行われた場合でも、定額が支給されることになる。今回の改正点については、条例で定めるそれらの月額の上限額及び定額をそれぞれ増額するものである。
- 6 常時介護は、歩行や排せつ、食事といった日常生活を送るための動作について、常に介護が必要とされる状態のことを指す。一方、随時介護は、歩行等の一部の動作を介助することで自立が可能であるなど、生活の一部において介護が必要な状況を指す。
- 7 令和3年4月1日現在、学校医723名、学校歯科医241名、学校薬剤師205名、合計1,169名となっている。なお、本条例制定の昭和32年以降、これまで県立学校の学校医等での適用事例はない。

柳下委員

予算額1億9,486万9千円の算出根拠等は、先ほど全ての県立学校で修学旅行の費用に5%を掛けて算出するということがあったが、本県では学校ごとに行く所は違い、最近では海外に行く所もあると思う。上限額が決まっているという話だが、国外の場合はどうか。

高校教育指導課長

修学旅行費用の上限は、県立高校の場合、国内95,000円、国外100,000円、外国語科を設置している学校が130,000円となっている。

柳下委員

外国語科を設置しているところは、上限130,000円ということで、当然海外に行くこともあると思うが、具体的には何校ぐらいあるのか。

高校教育指導課長

昨年の修学旅行では、海外は1校もなかった。それ以前については手元に資料がない。

柳下委員

これは国のコロナ関係の臨時交付金を使うということだが、県の持ち出しはないのか。

高校教育指導課長

県の持ち出しはない。

柳下委員

- 1 学校医、学校歯科医は分かるが、薬剤師はどういう目的で配置し、役割は何か。
- 2 公務災害の実績が県としてないというのはよいが、全国的には事故としてどういうケースが考えられるのか。
- 3 今回の改正案のアップは、常時介護4,700円、随時介護2,300円となっている。一方、親族等に介護を受けた日があるときのアップ率は、常時介護が100円だけで、随時介護は改定なしとなっているが、どのような根拠なのか。

保健体育課長

- 1 定期的な水道水の水質検査、教室等の空気環境検査、場合によっては給食施設の衛生検査といった仕事をしていただいている。また、子供たちの薬に関する相談等についても随時対応いただいている。
- 2 全国的なケースについては、承知していない。ただ、平成13年度以前に、本県の条例が市町村立の学校医等にも適用されていた時代があり、機材運搬中の転倒によるけが、学校に向かう途中の事故という2件の事例がある。いずれも県立学校ではない。
- 3 介護補償については、国家公務員災害補償法に規定する補償額と同等程度となるよう定めている。この上限額は、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考としており、定額は、最低賃金の全国加重平均を参考として定められている。

柳下委員

例えば、機材運搬中に倒れて頭を打って、けい椎損傷になってしまった場合、常時介護が必要になることもあると思うが、誰かに介護を頼む以外に、親族が会社を辞めて介護を

するということもあると思う。そういうケースでも、常時介護で親族が介護する場合、補償額が安くなってしまうのは、いかがなものかと思うがどうか。

保健体育課長

御指摘のとおり、いろいろなケースが考えられる。一方、補償については、障害補償というものもあり、障害が残った場合、介護補償とは別に、そちらでカバーする仕組みもある。そういったものを活用しながら、介護等に当たっていただくことになると思う。

塩野委員

4月から6月で25校予定していたうち、17校が中止延期となり、そのうち特別支援学校を含めて10校でキャンセル料が発生したということだが、中止延期をした17校のうち、10校は中止、残りの7校は延期をしたという理解でよいのか。

高校教育指導課長

今年度4月から6月で修学旅行を中止した学校のうち、6月23日現在、県立高校で8校、特別支援学校で2校、計10校でキャンセル料が発生していると先ほど答えたが、その他の学校は延期しており、キャンセル料が発生するかは未定である。

塩野委員

25校のうち8校が予定どおり実施でき、10校が中止、延期が7校であり、判断がばらついているように感じるが、教育局として、実施、中止、延期を検討する際の基準を示しているのか。あるいは、学校の判断に任せているのか。年間の行事日程も異なり、様々な環境の違いもあると思うが、どうか。

高校教育指導課長

修学旅行は、学習指導要領で位置付けられる教育活動であり、大変重要な意義深い活動であると考えている。県としては、実施の可否を、目的地の状況、現地の医療体制、生徒の心情、保護者の十分な理解、これらを踏まえて、学校において適宜判断を行うものと指導している。

塩野委員

キャンセルになった場合のキャンセル料を負担するのも、もちろん大事なことであるが、学校として実施や中止の決断を行うのは一番苦しいのではないかと思う。生徒のことを考えると、何とか行かせてあげたいとも思えるので、延期を判断する一定の基準があってもよいのではないかと思うが、どうか。

高校教育指導課長

修学旅行の実施時期は、学校によって異なり、また事前や事後の学習も様々であり、探究活動の集大成に位置付けている学校も多い。学校、校長としても、できる限り実施はしたいが、感染も心配であるということで、判断は非常に迷うところであると聞いている。例えば、今回沖縄県が緊急事態宣言の対象になったという状況を踏まえれば、校長は判断できると思うが、状況が時期によって異なり、学校の対応も様々ということで、一律に中止の基準を設けることは難しいと考えている。感染防止対策を十分に取りながら、実施の判断を行うよう、今後も校長へ指導していきたい。

塩野委員

質問は以上だが、生徒や保護者への説明についても、十分丁寧にやっているとは思いますが、学校の判断に批判的な声が上がることや納得のできないようなことが出てこないよう、引き続き取り組んでいただきたい。（要望）

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（県立高等学校の歴史教科書採択について）】

新井委員

- 1 本年4月、政府は、「従軍慰安婦」という用語は誤解を招くおそれがあるとして、「慰安婦」という用語を用いること、また、戦時中の「徴用」に関して、「強制連行」や「連行」ではなく、「徴用」を用いることが適切という答弁書を閣議決定した。教科書の記述については、平成26年の検定基準の改正があり、歴史や公民などで政府の統一の見解がある場合には、それを取り上げることが盛り込まれており、これを受けて、文部科学省が社会科の教科書を発行している会社に閣議決定の内容を伝えるための説明会が開かれたという報道があった。また、今回の閣議決定を受けて、教科書を発行している会社が「従軍慰安婦」などの記述を訂正する場合は、今月末までという日程が示されている。本年3月末日に、令和4年度から使用される教科書の検定結果が公表され、その時点で歴史総合の教科書12点のうち、清水書院と実教出版の歴史総合には「従軍慰安婦」という記述があるとのことである。この2社の今年度使用される歴史教科書には「従軍慰安婦」という言葉の記載はないと聞いているが、この2社の日本史教科書を使用している高等学校は何校あるのか。もし、手元にデータがない場合は、後ほど教えていただきたい。
- 2 小中学校などの義務教育においては、無償措置法で採択の方法が法的に定められている一方、高等学校には法令上の定めがないようだが、高等学校の教科書は、どのように採択されるのか。
- 3 今月末までに、この2社が訂正を申し出るのか不透明だが、現在、各高等学校で今年度の教科書選定作業を行っていることと承知している。今後、各校長から使用される教科書名の提出、最終的に教育委員会で採択されるまでの経緯と日程はどうなるのか。
- 4 教科書の調査、研究、選定に当たり、県は各高等学校又は校長に対して、どのように指導しているのか。
- 5 選定の責任者である各学校の校長は、教科書をしっかりと研究し、確認しているのか。
- 6 教育長は、授業において「従軍慰安婦」という言葉が使用されていることをどのように考えているのか。

高校教育指導課長

- 1 日本史のAとBという二つの科目を併せて、清水書院を使用している学校は延べ37校、実教出版を使用している学校は延べ10校である。
- 2 高等学校の教科書は、各学校で学習の進度や内容が大きく異なるため、一つの科目でも非常にたくさんの種類がある。そうした学校の実情に合わせて、まず学校が自校の生徒にとって最もふさわしい教科書を、校長の権限と責任により選定する。そして、各校が選定した教科書を、教育委員会で審議して採択するという流れになる。
- 3 学校では、5月上旬から現在も、教科書の見本本を用いて、教科書の調査、研究を行っており、7月上旬までには選定案を決めて7月中旬には教育委員会に提出する。そし

- て、教育委員会では、8月下旬に協議し9月上旬までには採択を決定する予定である。
- 4 教科書を選定する際には、各学校の生徒の実情に合わせた上で、自校の生徒にとって最もふさわしい教科書を選定するために、組織的に調査、研究を進めて、校長の権限と責任によって選定するよう、校長会議や副校長・教頭会議を通して、繰り返し指導を行っている。
 - 5 教科書の選定に当たっては、生徒のために最もよいと考える教科書を選定するために、校長会議等を通して、校長の責任の下で、教科書の調査研究を組織的にしっかりと行い、校長自身の判断で決裁するとともに、その説明責任を果たせるよう校長に対して指導している。

教育長

- 6 高等学校の学習指導要領では、近現代史の学習指導において、客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くとともに、多面的、多角的に考察し、公正に判断する能力を育成することが大切だとされており、その学習指導要領に基づいて授業は行われている。令和3年4月末、政府答弁書において、「従軍慰安婦」という言葉を用いることは誤解を招くおそれがあり、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切だという閣議決定がなされたところであり、県立高等学校の生徒に対する歴史の指導においても、この閣議決定を踏まえて適切に対応する必要があると考えている。日下部議員の一般質問に対する答弁でも申し上げたが、県では各県立高等学校の地理歴史科などの授業で活用できるよう、教員用・生徒用2種類のリーフレットを現在作成しており、このリーフレットには今回の閣議決定の内容、近現代史を学ぶ上での留意点などについても盛り込むこととしている。今後、このリーフレットを用いて、しっかりとした理解に導くよう適切に対応していきたい。

新井委員

- 1 平成25年度の本委員会においても、教科書採択について、多くの論議が交わされており、特定教科書を採択した学校の校長が数名出席して、委員からの質問に答えている。当時委員を務めていた私の問いに対して、社会科が専門だった3名の校長のうち1名が、校長になる前の現場で教科書選定に当たって、校長から意見が出されたことが全くなかったと答えていた。教員を務めている複数の知人からも、社会科の教科書選定で、管理職からチェックされたことはないという話も聞いていた。当時の委員会において、教育長は私の問いに対して、教科書について、校長の責任でしっかりと選定していると信じているが、そうした事実があるとすれば、今まで以上にきちんとチェック機能を果たすよう、校長を指導していくと答弁されている。この答弁がなされてから、どのような指導が行われ、どのように改善されてきたのか。
- 2 今回の文科省からの説明を受けたにもかかわらず、この二社から訂正の申請が出されず、また、その会社の教科書を選定した学校があった場合、県教育委員会として選定の見直しを求める可能性はあるのか。

高校教育指導課長

- 1 平成25年の本委員会での指摘を踏まえて、翌年から教育委員と校長の意見交換会を始めた。本年度は、回数を3回に分け、「学校はどのように教科書選定を行っているのか」といったテーマに対して、26名の校長と教育委員が意見交換をする機会を設けた。また、教育委員が実際に校長と意見を交わすため学校を訪問する取組も行っており、平成25年以前より校数を増やし本年度は10校を訪問した。こうした取組を通じて、校

長がしっかりと学校で教科書選定するよう指導している。

教育長

2 当時、私は高校教育指導課長として出席しており、8名の校長が委員会の場で質疑に答弁したことや本委員会で指導いただいたことをよく覚えているが、先ほど担当課長が答弁したとおり、各学校では、様々な教科書がある中で、それぞれの教科書ごとに見本本を基にして、生徒の学習状況、進路の希望状況などを踏まえて、多くの教科書から複数候補を選んでいる。その後、校内の教科書選定委員会において、管理職を含めた全ての教科書が参加し、選定作業を進めており、現在は最終的には校長の権限と責任の下で選定案を作成するという作業に入っているところである。なお、選定委員会は、平成25年の本委員会で指摘があった後、学校全体の組織として教科書選定をどう考えるかという視点で新たに設置した機関である。教科書の訂正については、6月末までに一括申請すれば、文科省が審議会に速やかに図ることができるという日程設定とされており、7月以降も順次訂正を受付することになっているため、訂正の進捗状況を注視していきたい。なお、教育委員についても、それぞれの自宅に、全ての科目の新しい教科書の見本本を送り、現在、調査研究に当たっている。教科書採択は、県教育委員会の大変重要な業務の一つだと考えており、教育委員会合議体として、最終的に採択を決定していく。教育委員会として、それぞれの教育委員が調査研究を行っているが、各学校の選定案が上がってきた段階で、教育委員同士で勉強会を行うなど、改めて調査研究に取り組んでいく。最終的に、9月上旬頃を目途に、教育委員会の責任と権限の下で、しっかりとした教科書採択となるよう当たっていく。

浅井委員

最終的には9月の委員会で決めるということだが、これは教科書選定審議会ということではよいか。

教育長

教育委員会の定例会で、最終的に採択案を決定する。

浅井委員

それは非公開になるのか。傍聴に行ってもよいのか。

教育長

教育委員会の定例会は全て公開の下で行っている。

【所管事務に関する質問（県立学校体育館の避難所としての利用について）】

浅井委員

- 1 東日本大震災、熊本地震、県内でも令和元年の台風第19号による河川の氾濫に伴う水害など災害が最近では頻発しており、災害時にいかに人々の命を守っていくかが最優先の課題である。災害時に市町村が開設する避難所には、県立学校も指定されているが、市町村の避難所に指定されている県立学校は幾つあるのか。
- 2 ほとんどの県立学校が避難所に指定されているにもかかわらず、先日の深谷議員の一般質問では14校の体育館しか空調電源の整備をしないと答弁していたが、なぜか。
- 3 災害時は埼玉県冷凍空調工業会との協定に基づき、可動式空調を設置するということが、災害発生時に空調は実際に融通されるのか。

- 4 空調を設置するとしても、体育館の屋根はほとんどが鉄板できているため、特に遮熱性などは十分な冷房効果が得られるものなのか。

財務課長

- 1 高等学校と特別支援学校合わせて176校あるうち、156校の体育館が避難所に指定されている。
- 2 市町村が指定する避難所は高等学校の体育館だけでなく、市町村立の施設等が様々指定されている。教育局では、防災拠点校を37校指定しており、この中で徒歩15分圏内に冷房設備のある避難所がない学校が14校あるため、その14校を選び、整備を進めている。
- 3 工業会との協定では、県の要請には可能な限り協力するとされている。また、協力は無償ではなく、適正な対価を支払う協定となっているため、県からの要請に優先的に対応いただけるものと考えている。
- 4 体育館のような広い空間で空調を運転する場合、一般的に冷たい空気は下の方にたまり、温かい空気は上に向かうことになるため、避難者が主に活動する下部の空間は、冷房効果が得られると想定している。なお、昨年度、県職員が空調設置のある都立高等学校やメーカーの工場などで、実際の空調稼働を見学し、空調の効果を確認している。

浅井委員

例えば東日本大震災のときのような計画停電を想定した場合、電源は従来のもの、独自のもの、いずれを使用するのか。

財務課長

災害時でも電源がその場で使用できるよう整備している。

副委員長

- 1 防災拠点校37校のうち14校のみ空調電源を整備するということだが、ほかは整備が終わっているのか。
- 2 工業会との協定では、空調を可能な限り融通するということだが、その数は協定ではどうなっているのか。

財務課長

- 1 現在整備を進めているのは14校であるが、それ以外の体育館は、順次大規模改修の機会を捉えて整備していきたい。
- 2 協定の中では、移動式空調機器、スポットエアコン、パッケージエアコンのように具体例が記載されているが、実際の災害時、工業会加盟メーカーの空調在庫の数や種類といった状況次第で、融通される空調は変わってくると考える。

副委員長

今の協定では、全ての防災拠点校が網羅できるかは、甚だ不安定に感じるがどうか。

財務課長

必ず災害時にどの防災拠点校にも融通するとは取り決められていないが、例えば日頃から電源の整備の情報を工業会に情報提供したり、工業会から情報を収集したり、災害時に

スムーズに情報交換ができるよう、顔の見える関係を作っていきたい。

新井委員

- 1 防災拠点校37校ということだが、38校あったと思う。なぜ減ったのか。
- 2 防災拠点校の見直しは図られるのか。

財務課長

- 1 1校が閉校したため、37校となっている。
- 2 災害の内容や頻度が変わってきているため、改修計画とのバランスも踏まえながら適宜検討していきたい。